

東京都児童福祉審議会 第11回専門部会（拡大） 議事録

1 日 時 平成18年6月7日（水）午後6時02分～午後7時53分

2 場 所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議施設A

3 議 事 「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」について

(1) 資料説明

(2) 審議

4 出席委員

網野武博委員長、庄司順一副委員長、鈴木祐子委員、柏女霊峰委員、村井美紀委員、高塚雄介委員、大谷久雄委員、松谷克彦委員、米山明委員、大谷敏也委員、瀬戸純一委員、藤井一委員、馬場弘融委員、福田茂雄委員、田辺まさ子委員、渡辺利子臨時委員、江川修己臨時委員、高橋紘臨時委員

5 資 料

(1) 東京都児童福祉審議会委員名簿

(2) 東京都児童福祉審議会行政側名簿

(3) 東京都児童福祉審議会 最終提言（案）骨子

(4) 少子社会の進展と子どもたちの自立支援 最終提言（案）

6 議事録（全文）

開会

○中山計画課長 大変お待たせいたしました。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、東京都児童福祉審議会拡大専門部会を始めさせていただきます。

専門部会といたしましては、今期11回目となります。本日は、メンバーを本委員会のメンバー全員に拡大して開催させていただきます。昨年8月31日開催の第3回本委員会以降、委員の方1名、臨時委員の方1名に加わっていただいておりますので、改めてご紹介させていただきます。

本年1月24日付で臨時委員として加わっていただきました、社会福祉法人至誠学舎立川、至誠第二保育園園長の高橋紘委員でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、昨年9月29日付で、委員として淑徳大学総合福祉学部教授の柏女霊峰委員にも加わっていただいておりますが、柏女委員は本日少々おくとご連絡いただいておりますので、後ほどまたご紹介させていただきます。

本日の委員の方のご出席についてご報告させていただきます。本専門部会の委員数は、委員20名と臨時委員4名の合計24名となります。本日は、委員の山田委員、磯谷委員、玉木委員、谷委員、中山委員、臨時委員の工藤委員から所用のためご欠席と連絡をいただい

おります。ご出席と連絡いただいている方は、委員15名、臨時委員3名の合計18名でございますので、過半数の定足数に達することをご報告させていただきます。なお、柏女委員、江川委員が少しおくれるということでご連絡いただいておりますので、その他の委員の方はおそろいでございますので始めさせていただきます。

続きまして、4月に行政側メンバーの書記の異動がございましたので、改めてご紹介させていただきます。お手元の資料2、行政側名簿をごらんいただきます。書記の欄でございますが、福祉保健局少子社会対策部育成支援課長・福山雅史でございます。

○福山育成支援課長 よろしく願いいたします。福山でございます。

○中山計画課長 それから、少子社会対策部副参事（児童相談所改革担当）・木村桂子もかわっておりますが、本日、所用のため欠席をさせていただきます。

その他の異動につきましては、お手元の行政側名簿をもってご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、お手元の配付資料を改めてご確認お願いいたします。

資料1は本審議会の委員名簿、資料2は行政側名簿でございます。

資料3は、本日も審議いただきます最終提言に向けました案の骨子でございます。

資料4は、その提言の本文、(案)でございます。

なお、参考資料といたしまして、17年8月31日に中間のまとめをおまとめいただきましたが、その骨子を置かせていただいております。

それから、専門部会以外の委員の先生の机には冊子が2つございます。1点目は「医療機関のための子育て支援ハンドブック」、2点目が「要支援家庭の把握と支援のための母子保健事業ガイドライン」をお配りしてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、本日の議事内容につきましては、後日ホームページで議事録を公開する予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、庄司部会長に進行をお願いいたします。

○庄司部会長 それでは、ただいまから拡大専門部会を開催いたします。委員の皆様方には、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

専門部会では、最終報告のまとめに向け、昨年の12月から専門部会4回、企画起草委員会3回を行い、検討を重ねてまいりました。昨年8月の中間のまとめでは、社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方について提言いたしました。その後、議論の対象を東京に育つすべての子どもと若者に広げ、審議を行ってまいりました。

本日は、これまで検討を重ねてきた内容を最終提言の案文としてまとめたものを、委員の方全員にご審議いただくことになります。委員の皆様からご意見をいただき実質的に議論を行うのは本日が最後になりますので、ぜひ多くのご意見をいただきたいと考えておりま

す。事前に事務局から最終提言の案をお送りさせていただきましたので、一応、一通りお目通しいただいていると思います。

それでは、まず資料3、資料4の最終提言（案）に関しまして、事務局から説明をしていただき、続いて審議を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中山計画課長

それでは、資料3と資料4をあわせてごらんいただきたいと思います。時間の関係もごございますので、簡潔に説明させていただきます。お手元に事前にお配りしてございますのでお目通しいただいたと思いますが、改めて全体の構成、内容につきましてご説明をいたします。

最終提言のテーマでございますが、「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」は今期の児福審のテーマとして既にご承認いただいておりますが、副題を「世代を超えて共に育ち合う都市をめざして（仮）」としてございますので、この副題についてもご意見等あれば、後ほどお願いしたいと存じます。

全体は、「はじめに」と「おわりに」を挟みまして4章の構成になってございます。

第1章では、現代社会における「自立」とは何かということ、自立の定義を掲げてございます。

第2章としまして、自立を困難にする背景にあるものということで、背景について分析、考察をしているものでございます。

第3章は、自立をはぐくむための子どもが育つ環境とはということで、はぐくむための環境についての記述をしてございます。

第4章は、自立支援の方向性ということで、基本的視点、その施策を進めていくための基盤づくり及び各年齢区分、ライフステージ区分に応じた支援のポイントとその施策の方向性について整理をして、記述してございます。

それでは、順を追ってご説明します。

「はじめに」の部分でございます。本文の1ページから2ページでございます。1ページの最初の丸の部分をごらんいただきたいと思います。ここがスタートになりますが、ちょっと読み上げます。

「現在我が国では、いわゆるニートやひきこもり等に代表されるように、青年期を過ぎても社会的自立を果たせない若者の増加が社会問題化している。自立はある年齢に達したら獲得できるというものではない。自立はライフステージごとのさまざまな環境の中で、多くの経験を重ね、他者とのかかわりを持ちながら自己の能力や可能性を発揮しつつ成長していくプロセスの結果として達せられるものであることを考えると、幼いときからの『育ち』の環境が重要である」と述べて、丸の3つ目ですが、「かつて祖父母や近隣住民の協力を得ながら重層的に行われていた子育てが」、最近では「孤立しがちな状況に追い込まれ」、その結果、「育児不安や虐待、非行等の問題、ひいては自立が困難な若者の問題の一因になって

いると考えられる」ということで、こうした認識のもと、この審議会では平成16年6月から、今期のテーマであります少子社会の進展と子どもたちの自立支援について議論を開始いたしました。

2ページに移りますが、緊急の課題としては、社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方について、まず議論をいただいたということで、平成17年8月に中間のまとめを取りまとめさせていただいております。

その中間のまとめを踏まえまして、平成17年12月からは、議論の対象を東京のすべての子どもと若者に広げ、現代社会における自立とは何か、子どもの生きる力を伸ばし自立をはぐくむために、家庭、学校、地域、社会はどのような環境を整えることが望ましいか、その中で行政はどのような視点で施策を進めるべきかなどについて検討を重ねてまいりました。このたび、これまでの議論の最終的なまとめとしてこの提言をしていただくものでございます。

3ページをお開きください。第1章でございます。現代社会における「自立」とは何か、子ども・若者の「自立」への懸念と社会の責任ということで、ここからは、自立そのものは何であるかという定義をきちんとすべきということで、自立につきまして非常に時間をかけてご議論いただきまして、この審議会として自立の定義づけをした部分でございます。3ページは、子ども・若者の「自立」への懸念と社会の責任ということで、現状等を踏まえて、自立困難な若者が増えていることを、まず記載してございます。

4ページの2番、自立とは何かということですが、中間のまとめでは、社会的、心理的、経済的の3つの視点から自立支援はとらえられるということをもとめておりますが、これらを踏まえまして、この3つの視点は自立が困難な若者全般への支援策のモデルとして発展的にとらえていくべきということも言及してございます。

5ページに移りますが、これらを基本とした上で、最終のまとめに向けて改めて自立に向かうプロセスを支える素地となる要素を5点整理してございます。

第1点目は、「『個』としての自分の存在を受け止め、自身の力を信じ、自分らしく在ることである」という整理をしてございます。第2番目としましては、「状況に応じて自分自身をコントロールしつつ、自ら主体的な態度をとろうとする姿勢をもつことである」。3点目としまして、「多様性を受入れ、世代や立場を超えて人間関係を持てることである」。第4番目ですが、「仕事をする事である。仕事とは、社会参加の基本であり、対価を得る労働はもちろんのこと、家事、育児、社会奉仕活動等も含めて捉える必要がある」ということ。6ページに移りまして、第5は、「社会の一員として他者との交流を持ち、相互に助け合いながら生活を営む自覚をもっていることである」という5つの項目を整理してございます。

ただし、「ここで示した五つの項目が、すべて満たされているから自立している、満たしていないから自立していない」と単純に論じられるものではない。「全人的なバランスにおいて捉えるべき」ものである。さらに、「自立の様相や速度は、時代や社会の多大な影響を受けて変容する」。「すでに社会人として独り立ちした親世代や大人世代と、自立のプロセス

の途上にある子ども・若者世代とでは、捉え方や感じ方に相違があること」もありますというとも言っております。

7ページからは、第2章になります。第2章は、自立を困難にする背景にあるものを4点に分けて分析してございます。

最初に、自立困難な若者が増えている。ただし、この若者に対し自立を言葉で求めることは簡単であるが、就職し、家庭を持ち、安定した生活を営んでいたとしても、多様な人間関係を持っているか、責任と義務を自覚して果たしているか、他者と相互に助け合いながら生活しているかなどを考えると、我々自身ほんとうに自立していると言えるかどうか。子どもや若者に指摘される自立のおくれは、現在の大人にも共通して見られることではないだろうかとしております。

3つ目の丸ですが、「若者の自立の遅れの根本は、ひと言でいうと『心の育ち』の問題」であるということで、この「心の育ち」の記述につきましてはさまざまなご意見がありましたので、後ほど皆様にご意見をいただきたいと存じます。

この「心の育ち」をおくらせ、自立を困難にする背景として4点ございます。

1点目は家庭の問題でございます。7ページの一番下の丸ですが、「子どもの自立をはぐくむためには、第一に、家庭において親が自覚と責任をもち喜びをもって子どもの育ちを支えること」が必要でございますが、現在ではそうした家庭において本来行うべきしつけや教育を行わない親が増えている。また、地域でも子育ての知識や経験の伝達・継承が難しいという状況がございます。丸の3つ目ですが、「養育力が十分に備わっていない親は、子どもが発するサインを的確に読み取れず、過干渉という問題を引きおこす場合もある」。その下の丸ですが、同じように、サインを読み取れずに子どもに関心を持たない、放任という問題も考えられる。こうした子どもへの関心の乏しさの背景には、経済的な余裕のなさがあると見られることにも留意すべきである。一番下の丸ですが、子育ては母親だけでなく父親の参加も重要であるが、諸外国等と我が国とを比べると、男性の帰宅時間が遅い等の理由により、子育てに関与する度合いが低いという記載がございます。

9ページに移りまして、丸の4つ目、両親の子育てへの協力が求められる一方で、ひとり親家庭の抱える課題についても踏まえなければならないということで、都内の推計値では約14万3,000世帯がひとり親家庭であるということ。さらに、下から2番目の丸ですが、障害のある子どもがいる家庭では、子育てのさまざまな場面で悩みを抱え各種の支援を必要としております。その下、さらに家庭内における配偶者暴力につきましても触れまして、10ページの上のほうで件数を紹介し、加害者からの暴力が子どもに及んでいる家庭が5割を超えていることから、子どもへの影響にも留意する必要があります。

2点目は学校教育の問題でございます。

丸の2つ目、現行の学習指導要領においては、「総合的な学習の時間」の創設など、これまでの基礎的な知識・技能の育成に偏りがちな教育から、「ゆとり」の中で「生きる力」を育成することを理念としました教育へ転換をしましてまいりました。こうした中で、平成17年

10月の中央教育審議会答申では、『『豊かな心』、『健やかな体』をバランスよく育成』するという考え方が示されてございます。また、社会的自立に向けた基礎知識・技能の修得、職業観の涵養など、学校に対する期待、要望も高まっている。

11ページに移りまして、子育ての責任は第一義的には親及び家庭にあります。学校につきましても、それぞれの役割・機能を果たしつつ、相互に補完し合いながら連携を強化していくことが望まれると記してございます。

3番目としまして、地域の変化。我が国は、もともと子どもの育ち、子育ては家庭のみならず地域における互助的・互恵的支援として担われておりましたが、近年では、そうした機能が非常に乏しくなっているということを記してございます。丸の4つ目ですが、みずから地域とのつながりを持たない親もおりますが、このように、地域の中でのお互いのつながりと助け合いを失った結果、子育てが閉塞的な状況に追い込まれ、子ども虐待、不登校、ひきこもりなどのさまざまな社会問題を生じさせているとともに、自立のおくれにもつながっていると考えられる。

4点目としまして、社会・文化の変容でございます。社会全体を見渡しますと、現代は4つの大きな課題があると思われまます。

1点目は人口構造の変化です。急速な少子高齢化が進んでおりますが、一方で都内の就学前の児童人口は、平成9年以降、増加基調にあることについても触れてございます。こうした人口構造の変化によりまして、近所に暮らす子どもの数が少なくなっている昨今では、自然発生的な異年齢の仲間関係を築くことが難しくなっている。

第2番目としまして、情報化社会の進展で、マスメディアの発達とインターネットの普及によりましてコミュニケーションの可能性を広げましたが、一方で有害情報が子どもに与える影響が懸念されている。家族の会話時間の減少をもたらす、家族の個別化傾向を進めることも懸念されているということ。

3点目は子育ての孤立化でございます。子どもを育て、自立させる営みが、個人や家庭任せにされ、社会的課題として位置づけようとする意識が薄くなっている。家庭環境や親子関係を閉じ込め、子どもの社会性の発達と自立を阻む背景にあると考えられるということ。

4点目は性に関する規範意識の変容でございます。現代社会においての性に関する情報の氾濫により、性行動の低年齢化が事象としてあらわれている。こうした中で、都は青少年健全育成条例等を改正しまして、性に対する条例での一定の規制をかけてきたということです。13ページの下から2番目の丸ですが、性については、さまざまな意見があるため、慎重な対応が求められる。大人は、子どもの性に関する健全な判断能力を育成し、親となること、子どもを育てることの意義につき、十分に理解できるよう、子どもの慎重な行動を促すための啓発や教育に努めるべきである。

14ページからは第3章でございます。「自立をはぐくむための子どもが育つ環境とは」で、1点目としまして、世代を超え地域社会の中で循環する「育ち」ということで記述してございます。

丸の2番目ですが、子どもは親にケアされながら育ち、自立し、大人になり、新たな命を宿し、やがて親として子どもを育てる。また、人と人とのつながりの中で育てられた子どもが、自立し、支え合い助け合う人と人とのつながりを形成していく。このように、「育ち」とは、世代を超えて繰り返されるものであり、生涯にわたり循環するプロセスである。この「育ち」は、子どもと親の双方向の関係においても循環し、さらには地域社会の中でも繰り返される。こうした「育ち」の循環は、少子化が進展する社会において、次世代育成を持続可能なものとする重要なものであると位置づけてございます。

2番目としまして、「育ち」の循環を支える社会環境ということで記載をしております。

15ページをおめくりください。丸の2つ目ですが、人間は環境に影響を受けながら生き続け、中でも子どもは、大人や社会からの影響を大きく受けて育っていく。次世代を担う子どもの「育ち」を支えるのは、第一に親であります。それが果たしにくくなっている。したがって、親だけではなくすべての大人、学校教育や行政、民間企業を含む社会全体が、子どもの「育ち」を支えていくことが必要である。

丸を1つ飛ばしまして、企業についての記述がございます。また、企業はワーク・ライフ・バランス、仕事と仕事以外の生活の調和の観点から、働く子育て世代の男女がともに、安心して出産・子育てに向き合えるよう支援するとともに、行政は、企業が子育て支援に取り組むための動機づけが働く仕組みを整えていくことが求められる。さらに、子どもが自分自身の将来の人生設計を思い描き、その実現に向け希望を持って行動できるような環境を整えなければならない。将来、親となるであろう子どもが幼いころから生命のとうとさを学び、発達段階に応じて、男女がともに互いの性を尊重し、同等で豊かな人間関係を築き、自分もやがて社会の一員として新たな生命をはぐくんでいくことを認識することが重要であるなどの記載でございます。

17ページをおめくりください。第4章は自立支援の方向性ということで、基本的視点をまず3点押さえてございます。

若者の自立については3つの視点が重要であるということで、ここは見出しをそれぞれつけてございますが、1点目はフェアスタート。すべての子どもが、それぞれのライフステージで機会が均等であることが大事である。2点目は再チャレンジの確保。再スタートのために多様な受け皿が用意されていることが重要である。3点目はスキルアップの機会の確保。いつでも必要な能力開発が可能であるということを記載しております。

この3つの視点を踏まえた上で、行政として具体的な施策に取り組む際に、課題について留意することが必要であるということで、18ページから、3点留意事項を記載しております。

第1点目は関係機関の相互の連携。第2点目は、子どもの自立支援、家庭の子育て支援などにかかわる専門職の資質の向上が求められること。19ページに移りまして、第3にすべての子どもと家庭、地域を視野に入れ、これまでの対症療法的な施策だけではなく、予防・増進の視点を重視し施策を進めていくことが重要であります。

2番目としまして、この自立支援の施策を進めていくための基盤づくりということで、3点の基盤づくりの推進が重要であると述べてございます。

1点目は企業の子育て支援でございます。次世代育成支援対策推進法で行動計画の策定が大企業では義務づけられましたが、中小企業での取り組みがまだ足りないということ。さらに、計画がされても、男は働き、女は家庭で子育てという人々の意識が変わり、職場風土が変わらない限り、実効性のあるものとなり得ないということ。さらに、女性の社会進出が進み、働く女性が増加しておりますが、固定的性別役割分担意識により、いまだ女性にとっては働きやすい環境が十分に整っているとは言えない状況である。今後の積極的な取り組みが望まれるということです。

2点目の基盤づくりとしまして、若者に対する就業支援。現在、非常に厳しい雇用状況ですが、さらなる企業、行政の就業支援に向けた取り組みが求められるということ。

3点目の基盤づくりは、切れ目のない重層的な支援の必要性をうたっております。行政は、妊娠時から子どもの自立に至るまで、子どもと親との双方のライフステージに応じた多様なニーズにこたえ、子どもの育ち・子育てを支援していけるよう、切れ目のない多様な支援策を用意することが求められております。子育て支援サービスの中心となります区市町村は、地域の資源を十分に活用し、NPOなどの民間企業と協働し、連携した取り組みが求められていることを記載してございます。

20ページの下、3番目、ライフステージ区分に応じた支援でございます。平成16年11月からは児童福祉法が改正されまして、第一義的には子どもと家庭の相談窓口として区市町村が位置づけられておりますが、この役割の中心を担うのが子ども家庭支援センターであります。そのほか、子育て支援のさまざまな取り組みを区市町村が積極的に取り組んでいくことが望まれております。しかしながら、こうしたメニューがそろったとはいえ、ライフステージごとのニーズにこたえるための課題も、いまだ少なくないという記載をしてございまして、ここからは、各ライフステージの区分ごとに自立支援のポイントと施策の方向性について記載してございます。

全体で5つの区分に分けてございますが、第1点目は妊娠期でございます。ここでは、見出しとしましてこの自立支援の方向性を掲げた上で、具体的な記述をしてございます。

(1) 妊娠期。「安心して出産できるよう、見守り、支援の手を差し伸べよう」。自立支援のポイントとしましては、周囲に喜びをもって見守られながら、親としての子育て力を身につけること。2点目としまして、身近な地域の中で出産後も相談したり助け合える関係をつくることということでございます。

22ページにその具体的な記載がございしますが、ここでは丸の3つ目、20代での出生割合が低下している一方で10代の出生割合は増加している。いわゆる「できちゃった婚」での出生割合の増加といったところを記載してございます。こうした世代は一般的に所得が低く、経済的に不安定な生活が余儀なくされる。一方で、晩婚化の影響で、第一子出産時の母の年齢も高くなっている。母体、子どもの安全性の確保も重要であるといったことを記載

してございます。

施策の方向性では、22ページの下から幾つかの施策について掲げてございます。この妊娠期では、医療・保健機関が、より積極的にかかわっていくことが、まず求められるという記載。23ページに移りまして、丸の2つ目、安心・安全な出産ができるよう、ハイリスク妊娠の分娩などが可能なオープンシステム病院などを中心とした病診連携のシステムの構築の必要性。さらに、育児支援ヘルパーなど、在宅の支援事業が必要である。その下では、先ほどご紹介しましたハンドブック、ガイドライン等は作成しておりますが、こうしたものの活用が大事であります。

24ページに移ります。(2) 乳幼児期でございます。「子どもを育てる喜びを、家族と地域で共有しよう」ということで、ポイントとしましては、子どもの健やかな発育・発達が確保されること、親子の愛着形成、他者への信頼関係をはぐくみ、基本的な生活習慣を身につけること、発達段階に応じて家事を手伝うこと、家庭や地域での年中行事を体験すること、子育て家庭が地域と関係を持ち、孤立化を防ぐことというポイントを掲げてございます。

24ページの一番下の丸ですが、特に乳幼児期の子どもは、家庭において基本的な生活習慣や社会のルールの大切さを学び、心が育っていく。年々、家事を手伝う子どもが少なくなっていますが、発達段階に応じて家事を担えるようにすることにより、責任感や自立心、自己有用感をはぐくむ上で大きな意義がある。また、家庭における伝統行事の重要性についても触れてございます。

25ページの丸の3つ目、乳幼児期は、虐待などの深刻化が懸念される時期であります。産後うつや育児不安などに陥る家庭を早期に発見し、支援の必要性を見きわめ、適切なサービスにつなげることが重要。

施策の方向性でございますが、母子保健機関の積極的な活動が必要である。26ページに移りますと、訪問型一時保育などの在宅サービス、育児支援ヘルパー事業の積極的な展開。それから、丸の2つ目、子育ての楽しさ、すばらしさを体験を通して伝える取り組みも重要である。その中で、保育所等の児童福祉施設の果たす役割も大切である。丸の一番下ですが、ひとり親家庭に対しては、就労支援を中心に相談支援、子育て支援、貸付金制度などの支援を総合的に行うことが求められております。さらには、父子家庭への制度、支援策についても述べてございます。

27ページに移りますが、丸の1つ目、知的・身体障害のある子どもや、いわゆる発達障害児に対する支援策の充実について触れてございます。さらには、2つ目としまして、在宅で難病の病気の子どもの持つ家庭への育児支援。さらには、入院中の子どもに対するQOLの確保などの取り組みといったものが記載されてございます。

28ページに移りまして、学童期でございます。「子どもの様々な体験の機会を確保し、自立の芽をはぐくもう」。ポイントとしましては、年齢にふさわしい社会性を身につけること、親以外の大人と交流すること、異年齢集団で遊ぶこと、子どもの主体性を配慮し任せられることということです。

学童期になりますと、日中の大半の時間を学校で過ごすようになりますが、小学校へのスムーズな移行という視点を持った支援が重要でございます。特に、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症などの発達特徴が見られる発達障害児に対しての配慮なども必要である。さらに、この時期は異年齢集団で遊ぶ機会の確保が重要であります。それから、子どもに任せることが必要な状況であっても、干渉や制限を加えることが見られております。子どもの主体性を損なうことがないような配慮が必要であることをうたっております。

施策の方向性としましては、まず小学校での取り組み。29ページに移りまして、学校と子育て支援の機関等の連携の重要性をうたっております。それから、丸の3つ目、逆に学校からの通告や相談を待つだけではなくて、福祉・保健機関が積極的に学校に赴き、アウトリーチ的な活動を行うことも望ましい。さらに、その下の丸ですが、学童クラブや地域子ども教室などの放課後対策事業の充実、拡充といったところが記載をしております。

30ページに移ります。(4) 青年期前期。ここでは思春期と称します。「自立に必要な力を身につけるための経験を積み、社会とつながろう」。ポイントとしましては、職業観の育成や、社会教育への参加等、社会的つながりの経験をつむこと。相談しやすい機関や、家庭や学校以外の居場所があること。性に関する健全な判断能力を身につけること、親となり、家族を築くことの理解を深めることといった点がポイントになります。

丸の1つ目、中学校・高校段階の思春期は、社会的自立に必要な力を身につけるための職業観の育成や社会教育への参加等、社会的なつながりの経験を積むことが重要でございます。

ちょっと飛ばしまして、31ページをお開きください。施策の方向性でございます。現在、東京都では中学生の1週間の職場体験の取り組みを開始し、さらに19年度からは全都立高校での奉仕体験活動が必修とされることになりました。こうした学校教育における積極的な取り組みが期待されているところでございます。さらにこれを広げて、企業における実務体験やインターンシップなどの機会を広げていくことも大事である。加えて、相談しやすい体制整備につきまして記載がございます。

32ページをごらんいただきます。丸の1つ目、居場所づくりということで、地域の児童館を活用した居場所の開放という施策が有効であること。さらに、性に関する健全な判断能力を身につけ、望ましい行動がとれるよう適切な性教育の実施に向けた指導助言の徹底を図るとともに、出産・子育ての意義を習得できるようにすることも求められております。高等学校の家庭科等を活用した教育、指導、普及啓発が必要であると述べてございます。

32ページ、(5) 青年期後期。以下、青年期と言います。33ページですが、「若者の主体的な選択を保障し、自立への歩みを進めよう」。ポイントとしましては、自覚と責任をもってその自立への最初の一步を踏み出すこと、すべての若者に主体的な進路選択が可能となること、職業観・勤労観を育て働く意欲を引き出すこと、若者の自主的・自立的な活動を奨励すること。

丸の1つ目ですが、青年期は、これまで培ってきた生きる力をもとに、自立への最初の一

歩を踏み出す時期である。社会からは、一人の自立した大人としての行動が期待される。すべての若者が自覚と責任をもってその一歩を踏み出せるようにすることが重要である。

33ページが一番下ですが、施策の方向性。「基本的には、社会は、青年期の若者を一人の大人として認め、自覚と責任をもった行動ができること、また、自分の人生を果敢に切り開く姿勢があることを期待しているが、以下のような施策の充実も必要である」と述べてございます。34ページに、それぞれ青年期の時期に必要な施策の方向性を述べておりますが、この部分はちょっと省略をさせていただきたいと思っております。ごらんさせていただきたいと思っております。

36ページが「おわりに」でございます。中間のまとめを踏まえまして最終のまとめをするに当たりまして、「おわりに」ということで、この委員会としてのまとめの文章をここに記載してございます。

丸の1つ目、「本来子どもには自ら育つ力がある。生まれた環境や出会った人間だけで育ちが決まってしまうものではない。子どもの持つ力を信じ、見守っていくことが、我々大人の一番の役割なのかもしれない」。しかし、残念ながら現在では、さまざまな事例があり、子どもと家庭をめぐる問題の複雑化、深刻さが指摘されております。このことは、親が本来、家庭で担うべきしつけや教育を行ってこなかったことも一因として考えられるのではないかと。このような状況の中、家庭や地域における育ちの環境の整備を図り、子どもの健全な育成が重要な課題であります。

丸の3つ目、「子育ては、子どもの自立をはぐくむ営みであり、社会全体で取り組むべき課題である」。次世代の行動計画策定から1年余りたちましたが、子どもが育つ環境・子育ての環境は変わりつつあるだろうか。働く子育て世代が安心して子育てに向き合える環境が整備されると同時に、若者の多様な将来の選択、多様な生き方を認め、支え合う社会でありたい。そのことが、社会、経済などさまざまな面でグローバル化が進展している今日において、若者が国際的な幅広い視野を持った一人の人間として成長することにもつながる。

丸の4つ目は、議論の中で我が国の家族政策についても話題となったということで、家族政策に関する諸外国との比較を通じて、我が国の子育て世帯に対する予算的な支援が少ないということで、国全体で社会保障制度のあり方を議論していく中で、家族政策についても幅広く検討することが必要であると述べてございます。

加えて、同じように、次世代育成支援対策を進める上で必要な国制度の見直し、規制緩和についての意見もございました。仕事と子育ての両立ができる労働環境の整備、現行の保育所制度の改革といったところは喫緊の課題でありまして、都としても国に強く働きかけるべきであるという記載です。

37ページでございますが、少子化の1つの要因として未婚化・晩婚化が指摘される一方で、10代の出産がわずかながら増加をしているということで、第4章でも触れましたが、「若年妊娠や性の問題にも触れてきたが、重要なのは、親となり、子どもを育てることの意義や大切さについて十分に認識した上で、自覚、責任のある行動がとれる力を身につけ、自

分の人生を主体的に生きることである」という記述でございます。

丸の2つ目、この提言は、自立とは何か、自立をはぐくむために家庭、学校、地域、企業を含む社会はどのようにあるべきかを幅広く考察して、今後の施策の方向性を述べました。今後はこの提言を踏まえ、福祉・保健・医療分野だけではなく、教育・労働などの分野の施策についても十分な検証を行い、子ども・若者の自立支援のための包括的な施策展開を期待する。

「あわせて、本提言が、東京で育つ子どもと親、企業、様々な分野の専門家、子育て支援に携わる多くの人たちに広く読まれ、改めて自立について、また子どもの育ち・子育てについて考える契機となることを願う」という形で結んでございます。

参考資料ですが、時間の関係もございまして説明は省略させていただきます。ごらんいただきながら、ご意見等あればお願いしたいと思います。

少々長くなってしましまして恐縮ですが、以上で説明を終わります。

○庄司部会長 ありがとうございます。

この最終提言(案)は、専門部会、企画起草委員会で議論を通して作り上げてきたものです。二、三の特徴をお話しさせていただくとすれば、中間のまとめのときもそうでしたが、自立を乳幼児期からの育ちの問題ととらえたことが1つあると思います。また、ここでは、自立を単に個人の問題というよりも世代を超えて、世代を継承していくもの、世代を循環するという考え方をお示ししました。また、ライフステージごとの自立支援のポイントと施策の方向性を明確にしたことがあると思います。

お読みいただいておりますように、今回のこの提言は、すべての子ども・若者の自立ということで、年齢を考えても妊娠期あるいは胎児期から18歳、あるいはそれを越えた時期まで、また、領域的にも子育て、教育、福祉、保健・医療と非常に広い分野にわたっています。そのためということもあって、脚注が42もついています。そういった意味では、これだけのものは、なかなか一人の力ではまとめられず、それぞれの分野の方々のご意見も踏まえて作り上げてきたことがおわかりになるかと思います。このような形で、すべての子ども・若者の自立を整理したのは、都の審議会としては、あるいは、多分、国でもこれまでなかったことではないかと思います。

それでは、この最終提言(案)について、今の説明を踏まえて、章ごとに審議を進めてまいりたいと思います。本日が最後ですので、ぜひ多くの方のご意見をいただきたいと思ますし、特に、企画起草委員以外の方のご意見を歓迎したいと思います。

なお、発言はお手元のボタンを押していただくと、こちらで許可をするボタンを押しますので、それに従って勝手な発言はできないこととなっております。それから、ちょっと気付きにくいので、押したときに「はい」と声を上げて、手を挙げていただくと助かります。

それでは、初めにタイトル、目次、「はじめに」の、2ページまでのところで何かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○馬場委員 目次ということがありましたので、全般的に印象を申し上げます。日野市長の馬場と申します。

おじいちゃん、おばあちゃんがかかわるといことが、もっとどこかにあっていいのかなと思いました。確かに、家庭が大事だということ、核家族になったことは書いてあるのですが、妊娠の段階から、ちっちゃな子がいる段階から、ある年齢になってからも、おじい、おばあがいることによって随分助けられる面があるわけですから、それを核家族でできないとすれば、学校なり地域なりの場で用意するという。まして、これから団塊の世代の方々が大勢退職されますので、その辺のことも、できれば全体の中にあっただほうがいいのかなという印象を持ちました。

○庄司部会長 ありがとうございます。

おじいちゃん、おばあちゃんの働きということは、必ずしも自分の孫だけではなくて、地域の子どもたちにといいことですね。

○馬場委員 ええ、そうです。

○庄司部会長 以前は「重層的に子育てが行われてきた」といことがありますので、その辺、ちょっとどこの部分になるか、ご意見を入れさせていく方向で考えたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、また戻ってきていただいて構いませんが、次に第1章、第2章、「自立」とは何か、自立を困難にする背景にあるものといことで、13ページまでです。

それで、12ページの2つ目の丸のところ、日本の人口が少し少なく表記されています。多分、2,776万人だと思ひます。確認しますが、ここが訂正することになるかと思ひます。

それから、特にご意見いただければと思ひのですが、7ページの3つ目の丸、若者の自立のおくれの根本は「心の育ち」の問題だろう。これは、企画起草委員会でも「心の育ち」とい言葉、その意味するものについての議論があつて、このようなまとめ方をしてるんですが、このあたりについても何かご意見いただければと思ひます。いかがでしょうか。どうぞ。

○村井委員 5ページの自立の定義の「第四は」といところに関して、少し提案をさせていただきたいと思ひます。この第四の「仕事をするこである」とい書き方は、ほかの第一から第五までの書き方と少しトーンが違つて、唐突なような感じがいたしました。このように考えてみたらどうかといことを提案させていただきたいと思ひます。「第四は、一定の役割と責任を持って社会参加することである。これを青年期に当てはめると、具体的には

仕事をする事である」として、仕事をする事を役割と責任と社会参加という言葉で表現してみるといいかなと思いました。そうすると、仕事というのは対価を得る労働だけではなくて、家事、育児、社会奉仕等というふうに流れるかなと考えましたが、いかがでしょうか。

○庄司部会長 という村井委員のご意見ですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。どうぞ。

○高塚委員 全体として、トーンというか内容はよくできていると思うんですけども、私、いわゆるひきこもりの若者たちと日常接しているものですから、その立場から言うと、ひきこもっている青年たちは、これを読まされても、「ああ、またか」とみんなしょげちゃうと思うんです。というのは、ひきこもっている若者たちの多くは、自立していないとか自立できていないという言葉で周りからいっぱい言われ続けているんだけど、彼らの話を聞いていると、認識としてちょっと違うんです。例えば、第5ページに書いてあるように、「『個』としての自分の存在を受け止め、自身の力を信じ、自分らしく在ることである」とか、第2に「自ら主体的な態度をとろうとする姿勢をもつことである」とか、第3に「世代や立場を超えて人間関係を持てることである」という、確かにこの指摘どおりなんだけれども、逆にひきこもっている若者たちは、それができない自分にいら立っていたり、じれたりしているんです。つまり、そうでなきゃいけないという自覚は十分に持っているけれども、それができない。なぜそれができないかという、彼らは人に頼るとか、人の意見を取り入れて自分も行動することが苦手なんです。逆にそういうことはしちゃいけないんだと、何でも自分で決めて自分で責任を持って自分でやるのが自分らしくあることであって、要するに自己完結的に陥っちゃっているんです。そこから一歩も出てこれない若者たちが、多くひきこもりの状態になっている。

そうすると、今、福祉の領域ではわりと「自助努力」とか「自立」ということを簡単に使うんだけど、逆にその言葉が脅迫的に彼らを萎縮させてしまっているところがあると、私なんかの立場からすると見てとれるんです。だから、もうちょっと、自立ということは人と助け合う、「共助」とか、昔の日本的な言葉で言えば「互助」とかいう感覚も自立のためには必要なんだということをごくうたってあげないと、また自分で何でも決めて自分で責任をとって……。彼らは、主体性とか自己決定とか自己責任ということに対して、ものすごく反応しやすいから、こういう形で突きつけられると、逆にますます身動きがとれなくなるんじゃないかという懸念があります。

○庄司部会長 ありがとうございます。

自立について、この委員会でもいろいろな形で議論してきたところで、ここで5つ挙がっているのは自立に向かうプロセスを支える素地という形で書いてあって、自立そのものはすべて一人でやるのではなく、人に頼れることが大事であるということは、この報告書の基

調にはなっていると思うんですけども、村井委員、高塚委員のご意見に対して、ほかの方、いかがでしょうか。どうぞ。

○福田委員 今回の村井委員の発言の中で、責任とか役割を入れたほうがいいのではないかとということだったのですが、これは私たち企画委員の中でもあまり大上段に入れたくないというのが意図的にありました。むしろ、役割とか責任を出すときは、ある程度、成功した人が対象となります。社会的大きな影響を与えている人はそれなりの責任は求められているのですが、ここではむしろ、若者が働く中で、仕事をする中でいろいろな人と出会い、仕事の楽しみとか前向きなことを反映したいというのがあってここで入れています。今言ったように、自立とは何かということで、若者が読んだ場合も、「ああ、いつも言っている同じことか」と受け取られるかもしれないのですが、ここではそれを前提にしながらも、それぞれの生き方の中でいろいろな人々にめぐり会い、助言者なり恩師なりの人に支えられながらとも書いてあるので、その辺は、少しはやわらかくなっているんじゃないかなとは思っています。

○庄司部会長 ありがとうございます。

大事なポイントだと思いますが、ほかはいかがでしょうか。

○福田委員 今回の第4と関連してなくてもいいのですか。

○庄司部会長 はい。

○福田委員 ページ9から10のところを追加したいのですが、ここで配偶者暴力というのが言われて数字が挙がっているのですが、この数字だけを挙げるのがここで意図していることではありません。最後に「子どもへの影響にも留意する必要がある」ということで、辛うじてこの数字がどういう影響を与えるのかということととどめているのですが、私がここでもっと言いたかったのは、家庭内暴力によってももちろん子どもへの影響もあるのですが、それ以上に、暴力がひどくなって、そこの家にいられないとか、どうしていいかというときに、実際にいろいろ相談を受けたりするのですが、そういうときの対策がないので、できたらここでは対策を講じる必要があるということも入れていただければと思います。

以上です。

○庄司部会長 ありがとうございます。

今の点に関しては、多分、脚注の10で「暴力相談センターの機能を担っている」と書かれていますが、これだけでは十分ということでしょうか。

○福田委員 この2つの相談センターは、私もよく知らないですけれども、具体的に事があつたらば、そこに駆け込んで相談できて、一時、その夜、殴られなくて済むとかいうことまで対応しているように理解してもいいんですか。

○庄司部会長 いや、ここ自体でなく、多分ここがシェルターを紹介することになると思いますが。

○福田委員 窓口ということですね。

○庄司部会長 どなたかご存じですか。

○中山計画課長 東京都では、女性相談センターという所がありまして、ここでの一時保護機能ですとか、民間のNPOなどがやっているいわゆるシェルターといったところに緊急的に保護できるような仕組みはできております。

○福田委員 今言ったその機能の中に、もう少し言及していただければ理解できると思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○中山計画課長 ここの記述は課題の部分だと思われるので、こういった実態があつて、それに対する施策の方向性というところでは、若干の記述も可能かなと思います。

○庄司部会長 ここの脚注か後段のほうで、そういう機能の充実みたいなことを入れたいと思います。

先ほどの村井委員、高塚委員のご指摘については、ほかの委員、いかがでしょうか。どうぞ。

○柏女委員 6ページの最後の2つの丸のところなのですが、お二人のご指摘、特に高塚委員のご指摘はとても大切なことだと思うので、この2つの丸の中に高塚委員のご意見を少し含めることはできないでしょうか。何かいい文章を考えていただけるとすごくありがたいのですが。

我々も、起草委員の中で意見は出ていたんですけれども、それが十分に表現されていないとするならば、この2つの意見の中に入れてらどうか。文章はちょっと思い当たらないのですが、ぜひ高塚委員に入れていただけるとうれしいなと思いました。

○庄司部会長 高塚委員、それでよろしいでしょうか。

○高塚委員 そういうことであれば、もしよろしいのであれば、考えてみます。

○庄司部会長 それから、村井委員のご指摘は、本文の趣旨はそれほど変わらないですよ。どうぞ。

○村井委員 一言いいですか。大人が青年期の彼らにハードルを設けて、そしてそれを越えなければ認めないという形で責任とか役割という形であれば、確かに不安かもしれないけれども、逆に青年期の彼らの存在、あるいは果たす役割を私たちは認めているよという形をとらえた場合には、押しつけではなくて、彼らの存在自体を認めるという方向で理解はできないかなと私はちょっと思いました。起草委員の方たちの議論は、ちょっとお休みしていたので、不十分な理解だったかもしれませんが、でも、青年たちは自分たちの存在が社会の中で必要とされているということを認められたときにすごい力を発揮するのではないかなと思ったということを最後に申し上げたいと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。

言うことはそれほど違ってないんでしょうけれども、どっちの立場に立つかで少しニュアンスが違うのかなと思います。先ほどの高塚委員のご指摘について、少し文章を追加するという形で対応したいと思います。

○松谷委員 よろしいでしょうか。

○庄司部会長 どうぞ。

○松谷委員 起草委員ですけれども、改めて読んでまた感じるがあったので、ちょっと追加させてください。

2章の1番、家庭における子育ての問題、7ページから8ページの部分なんですけれども、特に8ページの幾つかの項目を見ると、ともすれば養育力が備わっていない親を糾弾するようなニュアンスもあるのかなという感じがして、例えば8ページの一番上の3行目なんかを見ると、「担うべきしつけや教育を行わない親が増えている」という書き方になっていますけれども、これは行わないというのものもあるかもしれないけれども、行えない親御さんもいらっしゃるわけですね。ですから、親御さんの背景というんですか、親自身も育ちの問題を抱えている場合があって、そういう場合に適切な子育てができない問題がある、そういうことがまた子育てを難しくしているという親御さんのほうのつらい状況もあるということも少し加えていただけたらいいかなものかなという感想を持ちました。

○庄司部会長 ありがとうございます。

8ページの3行目とか、8ページの3つ目の丸、養育力が備わっていない親というような言い方もちょっと工夫しなきゃいけないかなと思いました。ちょっと検討させていただきたいと思います。

1章、2章についてほかに。どうぞ。

○高橋委員 全体的なことなんですけれども、私も起草委員で全部読み返してみて、時間的な変化というようなことがもう少し触れてもいいんじゃないかなと思うんですね。ここ十数年来、一般企業では週休2日とか、学校も土曜日お休みとか、そういう余暇時間がかなり増えてきているんですね。それで、いろいろな施設の利用や何かについても触れているんですけども、そういったところの多くは日曜とか祭日が休みだったりとか、利用できないということがあったりするわけですね。ですから、時間が増えた分を有効に活用するという点について若干触れてみたらいかがかと思いました。

○庄司部会長 ありがとうございます。

時間というのは、時代的な変化ではなくて、今の子どもたち、あるいは家庭の時間の使い方ということでしょうか。

○高橋委員 というか、社会の変化というんでしょうか。

○庄司部会長 社会の変化によって余暇時間なども出てきたし、それをうまく使えないかというようなことですかね。例えば、入れるとしたらどういったところに入りそうですかね。

○高橋委員 いろいろなところにそれは触れられていくと思うんですけども、例えば施設の利用や何かについても活用すべきであるということを書いてあるけれども、それでは日曜日とか祭日とか使われていないところ、あいていないときにはどういうふうに考えるのかとか、そういったことでいかがでしょうか。

○庄司部会長 ありがとうございます。

後で出てくるかと思いますが、父親の参加などについては、健診などを父親が行きやすい時間にみたいな、そういった記述もあったと思いますけれども、確かに今ある時間的な資源も含めて有効にということ、それも考えさせていただきたいと思います。

どうぞ。

○大谷(敏)委員 全体的な構成等については非常によくまとめていただいているなという

印象を私は持ちました、起草委員ではありませんので。特に「心の育ち」という表現、これはおそらくいろいろな議論があったんだろうとは思われるんですが、いろいろ私も考えてみて、こういった形でむしろ内面の世界みたいなものが具体的にどんな発達課題を受けながら進んでいるのか、そのあたりを話題にさせていただく、あるいは課題として取り上げていただくというのは非常に大きいんじゃないかと思います。したがって、起草委員の方々、いろいろお考えいただいたこの表現については、私は賛成でございます。

○庄司部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○田辺委員 12ページの下から2つ目の丸の「子育ての孤立化である」というところがありますけれども、私は地域で民生児童委員をして約10年になるんですけれども、高齢者の人たちへの孤立化しないようなものというのは、家庭訪問をしたりとか、調査とかということで、状況がものすごくよくつかめるんですけれども、子育て中の人たちの状況というのがほんとうにつかめないんですね。生徒児童の状況というのは、学校とのやりとりの中で、特に地域が必要としているものについては、そういうご家庭の方に対しては連絡が来るんですけれども、子育て中の方、妊娠している方とか、幼稚園に入る前の家庭というのはなかなか掌握が仕切れない。この10年の経験の中から申し上げますと、民生児童委員がもう少しそういう意味では子育て中の人にかかわれるようなものがあると、私は地域で孤立化というのは大分防げるなど、この10年の中で思いました。両親学級とか母親学級とかいろいろありますけれども、それはそれで、終わってしまうと地域での孤立化というのはなかなか防げないのではないかと。ですから、この文章の最後のあたりに民生児童委員との連携も必要と思われるというような文章を入れていただいたらいいのではないかと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。

第2章は自立を困難にする背景という形でまとめていますので、今のご指摘は第4章の自立支援の方向性のところで触れたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

次に、ほんとうは3章だけと思うんですけれども、3章はあまり長くないですので、3章、4章、「おわりに」まで含めてご意見をいただければと思います。

私のほうから初めに、第3章の1のところまで世代を超え循環する「育ち」という言葉がありますが、これは似たようなことと申しますか、同じようなこと、例えばエリクソンですとか、あるいは京都大学の鯨岡先生などもおっしゃっているんで、脚注として触れたほうがいいかどうかということをお悩んでいます。これは脚注にそのことを触れる可能性があるということで、押さえておいていただきたいと思います。

それから、14ページの1の3つ目の丸で、ここはケアという言葉が出ているんですが、

こういった言葉でいいか、もう少しほかの表現がないか、後で網野委員のお考えを伺いたいと思います。

それから、先に進みますが、21ページ、(1)のところで、妊娠期となっていますが、これはたしか福田委員からもご意見があったと思いますが、子どもの立場から言ったら胎児期ではないかということで、ここは妊娠期(胎児期)としたらどうかと思います。

それから、24ページの乳幼児期のところで、ここはこれからの施策のこと、それから今の子どもの生活ということを考えて、食の問題が重要ではないか。今、食育ということがいろいろ言われていますので、これを入れるかどうかということがあります。

それから、29ページの脚注の32ですけれども、アウトリーチはこういうふうに説明されていますが、もう少し出前型のサービスという感じがするんですけれども、これは渡辺委員か村井委員にご意見をいただきたいと思います。

ということで、幾つか指摘させていただきましたが、14ページのところは脚注で触れる可能性がある、それから14ページの3つ目の丸で、ケアということについて網野委員、いかがでしょうか。

○網野委員 2つの趣旨でこれは受けとめられると思っていましたが、1つは、非常に具体的に言えば、親の世話を受けという、そのことだけを表現しているか、あるいはもう一つは、ケアされるというのは、親の思いとか、子どもへの心配りとか、配慮とか、非常に総体的で、そのほうが私は育てられて育つという関係で言えば、そういうケアという趣旨のほうがよろしいかと思いますが、ただ、おそらく庄司部会長が指摘したことは、前者で受けとめられる要素のほうが強いのではないかという、そのようなことで質問されたのかと思いました。

○庄司部会長 そうすると、ケアも脚注でその文章を網野委員にお願いするというので。

○網野委員 ちょうどエリクソンの話が出ましたので、その部分とちょうど関連するかも……。

○庄司部会長 それから、29ページのアウトリーチは、渡辺委員、いかがでしょうか。

○渡辺委員 了解しました。

○庄司部会長 了解されました。

それでは、24ページの乳幼児期のところで、食育を含めて食のことが気になるんですが、これは事務局のほうで何か。

○中山計画課長 食育のご議論がこの審議会ではあまりなかったような記憶がございますが、実は東京都でも食に関する問題は施策として重要視を今し始めておりまして、近々都としての食育推進計画といったものを策定する動きがございます。特にそれぞれのライフステージごとでの取り組みが重要なんですが、特に乳幼児期におけます基本的な食生活、食習慣というものを身につけるといのは、とりわけ大事ではないかという認識に立っておりますので、ここの乳幼児期の施策の取り組みの方向性の中で、若干の記載をしたらいかがかなと思っておるところでございます。

○庄司部会長 ありがとうございます。

ということで、ここで食育の取り組みについて一言触れたいと思います。

3章、4章、それから「おわりに」、いかがでしょうか。どうぞ。

○米山委員 今の食についてと関連なんですけど、施策の中で24ページの一番下の丸のところでの基本的な生活習慣ということで書いてあるわけですが、その中の食ということなんですけど、特に最近言われているように早寝早起きとかという生活のリズム、覚醒、睡眠のリズムということは大切だということで、早寝早起きをしましょうというような運動も小児科の中で言われていますので、それもぜひ加えていただくと、基本的な生活習慣ということで、より厚みが増すんじゃないかなと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○高塚委員 ライフステージのとらえ方なんですけれども、乳幼児期とか学童期における自立するための課題設定というのはいいと思うんですけれども、問題は青年期以降のことに関して言うと、要するに人間の寿命が変わってきていますね。かつての60年の周期で考えていたのと、今の80年という周期で考えるのとは、特に若い世代ではかなりとらえ方が変わってきていると思うんですね。さっきの引きこもりの例で言うと、例えば我々はもう20歳なんだからということ的前提にして、いろいろあれこれ要求し始めるんだけれども、彼らから言わせると、何で20歳で仕事しなきゃいけないのかとか、そういうことを言う若者が増えてきていますよ。自分は30歳になったらちゃんとやるんだとか、そういうふうに自己決定、自分でライフステージを決めて、それに即してやっていく。

そういうときに、例えば青年期の前期はこうなんだ、青年期の後期はこうなんだということ言っても、あんまり説得力がなくなりつつあるのかなという印象がちょっとするんですね。だから、まずそういうふうにライフサイクルのスパンが変わってきてちゃっている。今の若者たちは体の成熟は早いから大人になっていくんだけれども、精神的な意味では意図的にむしろ自立をおくらせているような動きをするところもあるわけだから、その辺の

問題点というのもどこかでちょっと触れておいたほうが社会の目としていいんじゃないかなという気がするんですけども。

○庄司部会長 これもまた大事というか、ほんとうに実際的なご指摘だと思います。20ページからのライフステージに応じた区分のところ、ライフステージのあり方の変化について触れておくか、あるいは最後の青年期後期のところで触れるか、いずれにしろ、それについて触れさせていく方向で考えたいと思います。

○網野委員 今の件。

○庄司部会長 どうぞ。

○網野委員 高塚委員の指摘されたこと、私も非常に重要だと思っていて、今のお話を受けとめたんですが、具体的に言いますと33ページで、青年期後期というところの最初に出ている部分ですね。今のお話との関連と、もう一つ表現で言う自立とは何かと、またちょっと私ここでつまづくんですが、何度も何度もいろいろ検討して書いてきた中で、一番最初の丸で「培ってきた生きる力をもとに、自立への最初の一步を踏み出す時期である」。これは最初の中間報告で自立とは何かということを考えた表現、それから特に4ページの下から5ページにかけて、プロセスということを非常に重視してきましたよね。

ですから、それこそ乳児期の自立のプロセス、それから身辺自立とかいう自立のプロセス、全部含まれてどうも我々は考えてきたのではないかと考えています。ここの表現がいつどういうふうになったか、私のはっきり記憶がないんですが、少なくとも確かな自立に踏み出す時期、例えばそういう趣旨なら非常に流れとして大事なことがわかりますし、それに今高塚委員がお話しされた、ある意味では社会的常識というか、プレッシャーというか、2行目の「社会からは、一人の自立した大人としての行動が期待される」、これも時代とか社会によって異なるので、現代においてもやはりそのように受けとめる環境は非常に強いんだということ、モラトリアムも含めて、ほんとうに自立の延長ということはあると思うんですね。これはいろいろなところを全体でここで描かれていることから十分趣旨としては示されていると思うんですが、確かに青年期後期に集中して自立ということを浮き彫りにしていますので、やはり今お話しされたようなことも踏まえると、ずっと自立のプロセスを歩んできて、さあ、あなたは一人前ですよ一番言われやすい時期だと受けとめて、何か表現したほうがよろしいのではないかと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。33ページの最初の丸は、確かに我々の考えとちょっと矛盾しているところがあって、自立は乳幼児期からと言ってきたわけですね。それが青年期に最初の一步というのは言い方としておかしいので、今の網野委員、それから先ほ

どの高塚委員のご意見を踏まえて、表現といたしますか、青年期のところの考え方を少し修正する必要があるかなと思います。

手を挙げられました？

○大谷（久）委員 ほかのことでよろしいですか。

○庄司部会長 今のことでほかにご意見ございますでしょうか。

じゃ、どうぞ。

○大谷（久）委員 19ページで企業の子育て支援のところでも1つご検討いただければと思うんですが、ここでは企業に対する子育てへの取り組みということで書いていただきました、仕組みは法律によって1つできましたと。そういうものを受けて、さらに都というか、この提言としてさらに労働環境の整備、改善、あるいは企業をバックアップする仕組みを積極的に整備していかなければいけないということで記述いただいているわけですが、企業の現実を考えると、今は成果主義ですとか、効率化、あるいは生産性をどんどん高めていかなきゃいけないということで、こういう制度はあるんですけども、その実効性という点で非常に疑問な面が多々あるのではないかなと思うんですね。ですから、こうやってさらっと書いてしまうと、そういうところがなかなか浮き彫りになってこないという気もいたしますので、1つの提案でございませうけれども、何々しなければならぬというよりも、むしろ実効性を高めていくことをもっと求めていくという表現の仕方にしていただいたらどうか。具体的なものをここに書き記すのはなかなか難しいと思いますので、いわゆるスタンスといたしましうか、考え方、そんなことでいかがかなと感じました。

○庄司部会長 ありがとうございます。「整備していかなければならぬ」ではなかなか通用しないですね。実効性を高めることを求めていく、そういったような表現にしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。どうぞ。

○瀬戸委員 全体的なことなんですけれども、資料3の骨子、これは最終提言と同時に出されるわけですか。

○庄司部会長 これの扱いはどうなるんでしょうか。

○中山計画課長 プレス発表するときは本体と、本体の概要版というものをつけるのが通例でございます。ですから、この資料3はこの審議会の資料として記載したものでございませうので、実際、対外的にプレスに公表するときは、この本体の部分とそれをある程度圧縮し

たもの、いわゆる概要版です。ですから、概要版というのは資料3よりはもうちょっと詳しい記述になります。

○瀬戸委員 全体の内容的にはほとんど賛成なんですけど、どうせならもっとアピールするような内容、形にできないかなと思ひまして、例えば見出しは何になるのかなとか、全体のアピールポイントはどこになるのかなと考えると、なかなか自分が記事を書くとした場合にやや書きにくいところがあるなという印象があるんですね。ですから、骨子、あるいは概要版というのは非常に大事になると思うんですね。一般の都民も含めてですけれども、ずっと丁寧に読んでとはなかなか限らないものですから、そういう意味で言うと、骨子だけと言うと、骨子というのはややそっけなくて、機械的な印象があるんですね。特に右側の第4章のところなんですけれども、まず最初のサブタイトルが一番言いたいところを凝縮するような話になると思うんですけれども、ややわかりにくいんじゃないかなという気がするんですね。さっき背景についてお話がありましたけれども、これだけ見ると、「世代を超えて共に育ち合う都市をめざして」というと、どういう内容なんだろうかなというところで、ややわかりにくいところがあるということです。

第4章の自立支援の方向性をもっと詳しくなるというお話でしたけれども、例えば1の2番目の丸の、行政として取り組む際の3つの課題、関係機関の連携と書いていますけれども、これだと行政同士の関係機関の連携みたいにとられてしまう。これは、どんな場合でも当てはまる話であって、本文にはあるんですけれども、NPOなり、ほかのところ、いわゆる行政以外のところとの連携というのが、非常に重要になってくるような意味合いがこういふところに出てこない、イメージがとりにくいと思いますね。

それから3番目のライフステージ区分に応じたというところが売り物になるんだと思うんですが、自立支援のポイントだけじゃなくて、ここでは施策の方向性というところも書き出したほうが、よりアピールするんじゃないかと。例えば、ここに書いてあるのはほとんど一般的なことです。例えば学童期で異年齢集団で遊ぶことというのは、学童クラブのことが本文中にありますね。学童クラブのこととかと出されると、イメージとして具体的な話として出てくる。児童館のこともそうですね。杉並の例というのは非常におもしろい例だと思いますけれども、そういうようなことも含めて、方向性ということ骨子、それから骨子にかわるものの中にはぜひ入れてほしいなと思います。

それから、「おわりに」のところの3つ目の丸で、国全体で社会保障云々とありますけれども、これ自体も何のことかわからないんですね。ここで本文に書いてあるのは、GDP費の家族政策に関するコストでしょう。統計のとり方がいろいろあるのかもしれませんが、よくいろいろな政策でGDP費をやりますけれども、よく引用される高等教育費でもせいぜい違うのは2倍ぐらいですね。日本は半分ぐらいしかないというぐらいの言い方ですけれども、これだと10分の1ですよ。相当国なり行政なりというもののコストのかけ方というのが、かけ離れているんだということ骨子のほうでも言うておくべきですね。

そうすると、こういう問題というのは、行政とかに注文する部分も相当あると思うんですけども、実際、ちょうど少子化がさらに世間の関心が高まっているところですけども、まだ行政としてやるべきことをやってないんじゃないかという印象というのは、こういう数字で出てくると思うんですね。意欲というのは金だという部分が相当ありますので、そういう部分をもっとたくさん金をかける部分というのが出てくる、全体の最終的にもたくさん出てくると思いますので、そういうのを浮き彫りにする意味でも、そういうところを含めてアピールするということを考えたほうがいいんじゃないかと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。とても大事なところで、ぜひ目についたらまたお知恵もおかりしたいと思いますが、骨子そのものが概要ではないということですね。ただ、結構まじめにつくっているんで、そのとおりであるけれども、訴えるところが弱いという感じがしますので、工夫したいと思います。

それから、ついでで恐縮ですが、36ページ「おわりに」のところの3つ目の丸の一番最後の文章のところ、多分つながる「だろう」というのがつけ加わると思います。

それから、4つ目の丸で今GDP費の話が出ましたが、私が記憶しているのだと、ちょっと資料が違うのかもわかりませんが、日本は0.61%というふうになっていたように思いますので、これはまた確認をさせていただきます。

それから、同じく36ページの一番下から2行目で、「喫緊の課題である」。喫緊というのは行政でしか使わないと思いますので、ここはもう少し一般的な表現にしたいというふうに思います。

残り時間もだんだん少なくなってきましたが、ほかに。米山委員、どうぞ。

○米山委員 ちょっと小さい細かいことなんですけど、27ページの一番上の丸のところの「知的・身体障害のある子ども」というのは、たしかこの前のときに視覚障害、聴覚障害、内部障害というのを文章の中に入れていただいたように思ったんですが、それは多分訂正していただいたほうがよろしいかなと思います。知的、視覚、聴覚、身体障害や内部障害のある子どもや、いわゆる発達障害児とたしか訂正したと思います。

それと、ちょっと関連するんですが、発達障害児のお子さんたちをたくさん入れていただいて、今実際、東京都の平成15年の調査で5.4%の児童というようなことで、率として高いものですから、入れていただくというのはいいかと思うんですが、次の28ページのところの表現で、一番上の丸の「学童期になると」というところの4行目のところの、「特に、乳幼児期から」とあるんですけども、乳児期から発達障害のお子さんたちというのはわからないものですから、この辺、もし変えるようでしたら、発達のおくれや障害のある子ども、または幼児期後半から次第に特徴が明らかとなる発達障害児に対しても同様に関係諸機関と学校の連携が重要であると、そのほうがすっきりするかなと思いますし、後半も発達障害のところ学習障害、ADHD、高機能という言葉が載っているんですが、脚注の9に発達

障害とはと書いてありますので、発達障害児と省略してもよろしいのではないかなと思います。

○庄司部会長 ありがとうございました。27ページの上のところは、知的障害、身体障害から内部障害までは、一括して心身障害とするよりも、やっぱりこういうふうに挙げたほうがよろしいですか。

○米山委員 どうでしょうか。その辺は、それでもいいかなと思いますが。

○庄司部会長 わかりました。

松谷委員、何か最後に一言というのはありませんか。

○松谷委員 いや、特にございません。

○庄司部会長 藤井委員はいかがでしょう。

○藤井委員 よくできていますので、特にありません。

○庄司部会長 ありがとうございます。

それから、鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 全体の輪郭はよくつくられたと思います。全体の印象として、やっぱりこうでなきゃいけないみたいな印象があったんですが、今いろいろなご意見が出て、随分訂正されたと思います。結構でございます。

○大谷（久）委員 ちょっと細かいのでいいですか。

○庄司部会長 どうぞ。

○大谷（久）委員 たまたまめくって気がついたんですが、27ページの2つ目の丸のところで、言葉の問題ですけれども、「在宅で難病の病气」というのはダブっていると思うんで、「難病のお子さん」ということでよろしく願います。

○庄司部会長 ありがとうございました。

○村井委員 はい、私も。

○庄司部会長 どうぞ。

○村井委員 細かいことなんですけど、22ページの丸の4つ目で、後半のほうに「妊娠・出産時における母児」とあるんですけども、母児というのは何か特別な意味がある用語なんですか。教えてください。

○庄司部会長 米山委員、いかがでしょうか。

○米山委員 母子でもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○庄司部会長 医学では「児」という言葉をよく使ったりしますが、だけど、母子でよろしいかと思います。

渡辺委員、何かございませんでしょうか。

○渡辺委員 1点よろしいでしょうか。起草委員に加わらせていただいている、今、気づいたのはちょっといかがかと自分で反省をしながら申し上げるんですが、サービスメニューが多様化して、メニューが選べるという状況を目指しているという一方で、実はサービスへのアクセスのしやすさということが明確に少し出てきていないかなと、実は基盤づくりのところ入れてもいいのかなということも含めて今考えておりました。

実際に自立支援の問題も、子育て支援の問題も、具体的に自分の目の前の問題として発生したときに多分調べ始めて、そしてどこに行ったらいいんだろうかと、具体的な利用者の方たちというのはそこから始まるんだろうと思ったときに、メニューは用意されている、しかし、メニューはどこにあるのかということから調べなければならない。私も新聞などを読むと区報などが入ってきますが、区報などにたくさん5月に子育ての各区ごとのメニューがたくさん出てきたんですが、私自身が児童福祉を教えている人間ですのでそれを読みますけれども、果たして目の前の問題として実感するまでそのことを見るんだろうかということが、利用のしやすさといったときのアクセスのしやすさとか、これは多分広報の問題ともかかわるのかなと思うんですけども、そのあたりの整備を少し具体的な記述として入れる必要があるかなと感じました。

○庄司部会長 行政はいろいろなサービスを行っている。だけど知らない、知られてないということが確かにありますよね。20ページの「切れ目のない重層的な支援」というところで、1つ目、2つ目の丸ではメニューを用意することが求められていると書かれていますが、実際にはかなりある。だけど、どう利用できるかわからないということが確かにあるので、アクセスのしやすさという表現をどうするかというのはあるんですけども、その辺を加

えたいと思います。確かにこれは大事な問題だと思います。

あと、江川委員。

○江川委員 読ませていただいて、渡辺委員のご意見に近いんですが、利用する親や子どもや青年にとっては、やはり縦割りの行政というのはどうしてもネックになるだろうと思うんですね。この児童福祉審議会の提言とは多少離れるかもしれませんが、例えば児童相談所があって、教育相談所があって、何とか何とか相談所があると。でも、相談する側からしてみれば相談所なんですよ。そういう意味では、例えば児童福祉審議会の審議会答申が教育庁はどれぐらいの重みを持って受け取るんだろうとか、例えば厚生省が労働省とくっついて厚生労働省になったときにびっくりしたように、縦割り行政が少しずつ統合化されてスリムになっていくのはいいんですが、逆にもっと何でもオーケーの相談所が、例えば子ども家庭支援センターといたら、そこで全部が足りる。ファミサポに行ったり、これはあっちです、こっちですと言われないでも、そこにすべての例えばスペシャリストが、発達障害のスペシャリストもいるし、ドクターもセラピストも何でもいるとなってくれば、もっとも利用する側からは単純化されるし、利用しやすい。

ところが、区部はよくわかりませんが、支部に行っても、この相談はここじゃなくて、あっちのちょっと出たところの横を曲がったところのセンターなんて言うと、もう行かなくなっちゃうわけですよ。そういう意味では、この児童福祉審議会が何年か繰り返し少子社会を何とかしようとする知恵を集めているのであれば、相談する側の相談しやすさについての何かしらの提言を入れていただきたいなと思いました。

○庄司部会長 渡辺委員のご指摘とも重なる部分がありますね。多分、東京の場合は子ども家庭支援センターがかなり窓口になると思うんですけども、ここから先は今回の提言には含まれないと思いますが、ただ、すべての何でも相談できる場所に医師も何もかも配置するというのはなかなか難しく、最初のところでしっかり相談を受けとめて、うまくつないでいってくれるのが現実的かなと思いますが、それは先のことで、いずれにしろ、利用する側からの利用のしやすさということが大事なところかと思います。

あと、お一人かお二人、もしご意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。

それでは、きょうは珍しく時間内に終わることが……。

○中山計画課長 部会長、すいません。サブタイトルはこのタイトルでよろしいかどうか、もう一度ご確認いただければと思いますが。

○庄司部会長 今、事務局に振ろうと思っていたところですけども、今ご質問がありましたが、いかがでしょうか、サブタイトルについて。

何も意見がないようで、私自身は割合いいと思うんですけども、ほかにいろいろご意見

いただきましたが、事務局のほうで何かお答えしておくこととかがございますか。

○中山計画課長 内容につきましては、特にございません。

○庄司部会長 それでは、どうもありがとうございました。今回もいろいろなご意見をいただきました。特に自立というところはずっと2年間こだわってきたところですけども、それが押しつけにならないように、あるべき姿だけを求めるのではなく、最後のご意見にもかわりますが、利用者の立場ということを考えていくということが必要かなと思います。

提言の大筋はご了解いただけたと思います。あと、特に高塚委員がご指摘いただいた青年期にかかわるところを少し内容的に修正させるということで、一応この提言をご了承いただいたと考えてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○庄司部会長 ありがとうございます。

今後、事務局と調整した上で、本委員会に向けて調整を行い、また本委員会の前に事務局からこの提言を送らせていただきます。

ということで、私のほうはこれで終わらせていただきたいと思います。

最後に事務局のほうからお願いします。

○中山計画課長 次回でございますが、本委員会を開催させていただきます。開催通知を置かせていただいておりますが、6月22日木曜日、午後6時30分から予定しておりますので、最終提言について決定を行うこととなりますので、ぜひともご出席を賜りたいと思います。

以上でございます。

○庄司部会長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。長い時間、どうもありがとうございました。

閉会